

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）の助成対象事業主の要件について

労働時間短縮・年休促進支援コースについて、助成対象となる事業主は、次の1～4の要件を全て満たしている必要があります。

1. 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
2. 下表のいずれかに該当する中小事業主であること。

業種		A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業	小売業、飲食店など	5,000万円以下	50人以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、医療、福祉、複合サービス事業など	5,000万円以下	100人以下
卸売業	卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業など	3億円以下	300人以下

3. 全ての対象事業場（※1）において、交付申請時点及び支給申請時点で、労働基準法第36条に基づく有効な時間外労働・休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）を締結・届出（以下「届出等」という。）されていること（※2、3）。

（※1）中小企業事業主が働き方改革推進支援助成金事業実施計画において指定した事業場を指します（以下同じ。）。

（※2）36協定の届出等がまだ行われていない事業場にあつては、あらかじめ届出等を済ませておく必要があります。36協定の手続きについては、最寄りの労働基準監督署又は働き方改革推進支援センターで相談支援を受けることができます。また、36協定の届出等が不要な事業場であっても、これまで時間外労働等がなく36協定の届出等の必要性が無かった場合や、農業など労働基準法第41条第1項第1号で定める事業に該当する場合など、36協定の届出等が無いことに正当性がある場合で、かつ、今後、具体的に時間外労働等が発生することが確実な場合については、対象事業場となり得るものとして取り扱うことが可能です。

（※3）初めての36協定届が、施行日（令和2年4月1日）以降に届け出されたものについては、実際に時間外労働等が行われている事業場か否かについて、賃金台帳等により確認させていただく場合があります（時間外労働等の実態が特段認められない事業場については、※2また書きを除き対象外となります。また、成果目標について、働き方改革推進支援助成金交付要綱（労働時間短縮・年休促進支援コース）第3条第3項第1号（月60時間を超える36協定の時間外労働時間数を縮減させること。）を選択した場合は、36協定届出日以前に月60時間を超える時間外労働の実績がない場合には対象外となります。）。

4. 全ての対象事業場において、常時10人以上の労働者を使用する対象事業場については、交付申請時点で、労働基準法第39条第7項に基づく、年次有給休暇の時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載（※4）があること。

なお、常時10人未満の労働者を使用する対象事業場においては、労働基準法施行規則第24条の7に基づく時季、日数及び基準日を明らかにした書類（以下「年次有給休暇管理簿」という。）を作成していること（※5）。

（※4）休暇に関する事項は就業規則の絶対的必要記載事項であるため、使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。

（※5）年次有給休暇が10日以上付与される労働者全員の年次有給休暇管理簿を提出する必要があります。